

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十八号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（教職調整額の端数計算）

第三条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第三条第一項の規定による教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該教職調整額とする。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。